

令和2年6月12日

保 護 者 様

大阪市立淀中学校  
校長 尾崎士郎

## 非常変災時の措置について

梅雨の候、皆様には、ますますご健勝にてお過ごしのことと存じます。平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力いただき厚くお礼申しあげます。

さて、台風や地震等の災害時の措置については、下記のようにさせていただいています。ご家庭におかれましても、気象情報や災害状況にご留意いただき、生徒の安全に十分ご配慮いただきますようお願い申しあげます。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻（午前8時30分）までに、次の掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

1. 大阪市において、「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発表された場合。
2. 西淀川区において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令があった場合。
3. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合。
4. 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。
5. 上記以外で登校時の安全が確保できない事態の発生や緊急事態等が生じた場合。または、教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合。

※ 生徒が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令がなされた場合、校内にて生徒の安全確保に努め、待機・避難させます。

※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

※ 臨時休業となる場合は、学校のホームページでお知らせいたします。